

証券コード 3822
2019年6月5日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
株式会社Minoriソリューションズ
代表取締役社長 森 下 祐 治

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次頁に記載のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月24日(月曜日)午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日(火曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 43階 スターライトの間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第39期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告、計算書類
の内容報告の件
決議事項
議 案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

昨年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

37頁から38頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、前記の行使期限までに賛否をご入力ください。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.minori-sol.jp>）に掲載させていただきます。

以 上

株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1	もり した ゆう じ 森 下 祐 治 (1963年9月5日生)	1984年3月 株式会社松本計算センター（現T I S株 式会社）入社 1991年9月 株式会社フライト（現当社）入社 2007年4月 同社執行役員 2010年4月 当社執行役員産業本部副本部長兼第一部 長 2013年5月 当社執行役員I Tソリューション本部長 2014年6月 当社取締役執行役員I Tソリューション 本部長 2016年4月 当社取締役執行役員ソリューション第一 本部長 2016年6月 当社取締役常務執行役員ソリューション 第一本部長 2017年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）	54,200株
（取締役候補者とした理由） 森下祐治氏は、当社事業部門での豊富な経験と実績を有しており、現在は代表取締役社長として経営全般を統括する役割を担っていることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
2	おお よし てつ お 大 吉 哲 夫 (1957年4月19日生)	1980年4月 住商コンピューターサービス株式会社 (現ＳＣＳＫ株式会社) 入社	20,000株
		2005年4月 同社執行役員エス・シー・ソリューション事業部副事業部長	
		2005年8月 同社執行役員エス・シー・ソリューション事業部長	
		2005年10月 同社執行役員金融システム事業部副事業部長	
		2008年4月 同社執行役員ＥＲＰソリューション事業部副事業部長	
		2009年4月 株式会社イーウェーブ（現当社）専務執行役員東日本第一統括	
		2010年4月 当社専務執行役員事業統括本部長	
		2010年6月 当社専務取締役執行役員事業統括本部長	
		2010年10月 当社専務取締役執行役員事業統括本部長兼産業第一本部長	
		2011年4月 当社専務取締役執行役員事業統括本部長	
		2012年7月 当社取締役副社長執行役員	
		2017年4月 当社取締役副社長執行役員ビジネスイノベーション推進室長	
		2017年6月 当社取締役 フェロー ビジネスイノベーション推進室長	
		2019年2月 当社取締役 フェロー ソリューション第一本部長兼ビジネスイノベーション推進室長	
		2019年4月 当社取締役 フェロー ソリューション第一本部長（現任）	
(取締役候補者とした理由) 大吉哲夫氏は、前職及び当社の事業部門等において多様で豊富な経験と実績を有しており、引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
3	清 水 陽 子 (1960年1月19日生)	1980年4月 長谷川工務店株式会社（現株式会社長谷 工コーポレーション）入社 1983年10月 株式会社松本計算センター（現T I S 株 式会社）入社 1988年3月 日新建工株式会社入社 1992年9月 株式会社フライト（現当社）入社 2002年6月 同社取締役 2009年4月 株式会社イーウェーブ（現当社）取締役 執行役員 2010年4月 当社取締役執行役員管理統括本部長兼経 営企画室長 2010年6月 当社取締役執行役員管理統括本部長兼経 営企画室長兼経理部長 2012年4月 当社取締役執行役員管理本部長兼管理部 長 2012年6月 当社取締役執行役員管理本部副本部長兼 管理部長 2012年7月 当社取締役執行役員管理本部副本部長兼 総務部長 2013年1月 当社取締役執行役員管理本部副本部長兼 総務部長兼人事部長 2014年4月 当社常務取締役執行役員管理本部長兼経 理部長 2016年6月 当社取締役専務執行役員管理本部長兼経 理部長 2017年4月 当社取締役専務執行役員業務本部長兼経 理部長 2017年6月 当社取締役副社長執行役員業務本部長兼 経理部長 2019年4月 当社取締役副社長執行役員（現任）	50,500株
（取締役候補者とした理由） 清水陽子氏は、当社管理部門及び経営企画部門等において豊富な経験と実績を有しており、引き続き 取締役候補者としたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
4	わ き しげる 和 氣 茂 (1964年10月25日生)	1988年 7 月 日本システムクリエート株式会社 (現当社) 入社 2001年 4 月 当社マネージャー 2007年 7 月 当社執行役員東京第一事業本部副本部長 兼第一部長 2010年 4 月 当社執行役員金融本部副本部長兼第一部 長 2011年 6 月 当社取締役執行役員金融本部副本部長兼 第一部長 2012年 4 月 当社取締役執行役員金融本部長 2016年 4 月 当社取締役執行役員ソリューション第二 本部長 2016年 6 月 当社取締役常務執行役員ソリューション 第二本部長 2017年 6 月 当社取締役副社長執行役員ソリューショ ン第二本部長 2017年11月 当社取締役副社長執行役員 2018年 9 月 当社取締役副社長執行役員ソリューショ ン第二本部長 (現任)	4,000株
(取締役候補者とした理由) 和氣 茂氏は、当社事業部門での豊富な経験と実績を有しており、取締役として当社の事業運営に必要 な人材であることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
5	にっ た さとし 新 田 聡 (1961年3月29日生)	1981年4月 日本タイムシェア株式会社（現T I S 株式会社）入社 1992年9月 新弘株式会社入社 2002年1月 株式会社イーウェーブ（現当社）入社 2010年4月 当社執行役員関西本部副本部長兼第六部長兼営業部長 2015年4月 当社執行役員関西本部長 2016年4月 当社執行役員ソリューション第三本部長 2016年6月 当社取締役執行役員ソリューション第三本部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員ソリューション第三本部長 2018年4月 当社取締役常務執行役員西日本事業部長兼ソリューション第三本部長 2018年9月 当社取締役常務執行役員ソリューション第三本部長（現任）	500株
		（取締役候補者とした理由） 新田 聡氏は、当社事業部門での豊富な経験と実績を有しており、取締役として当社の事業運営に必要な人材であることから、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
6	さ とう やす こ 佐 藤 育 子 (1968年5月3日生)	1991年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人 トーマツ）入所 1995年3月 公認会計士登録 2000年3月 佐藤公認会計士事務所入所 2008年4月 株式会社イーウェーブ（現当社）入社 2009年4月 当社執行役員 2010年4月 当社執行役員経理部長 2012年4月 当社執行役員管理本部副本部長兼経理部 長 2014年4月 当社執行役員管理本部副本部長 2016年4月 当社執行役員管理本部副本部長兼業務管 理部長 2017年1月 当社執行役員管理本部副本部長兼リスク 管理室長兼業務管理部長 2017年4月 当社執行役員業務本部副本部長兼リスク 管理室長兼業務管理部長 2017年6月 当社取締役執行役員業務本部副本部長兼 リスク管理室長兼業務管理部長 2018年4月 当社取締役執行役員業務本部副本部長兼 監査室長 2018年6月 当社取締役常務執行役員監査室長 2019年4月 当社取締役常務執行役員業務本部長（現 任）	60,000株
(取締役候補者とした理由) 佐藤育子氏は、公認会計士としてまた当社管理部門において豊富な経験を有しており、取締役として 当社の管理運営に必要な人材であることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
7 ※	こん どう かず のり 近 藤 和 憲 (1957年12月17日生)	1982 年 4 月 日揮株式会社入社 1991 年 6 月 株式会社三菱総合研究所入社 1996 年10月 同社先進科学部管理工学システム室長 2001 年 4 月 同社関西研究センター長 2003 年 5 月 同社ビジネスソリューション事業本部計 画室長 2005 年10月 同社コンサルティング本部長 2007 年10月 同社金融コンサルティング本部長 2009 年10月 同社事業企画本部長 2010 年12月 同社執行役員 2015 年10月 同社広報部長 2016 年12月 エム・アール・アイ ビジネス株式会社代 表取締役社長（現任）	一株
		(取締役候補者とした理由) 近藤和憲氏は、前職での豊富な経験と高い知見を有しており、取締役として当社の事業運営にあたる ことができるものと判断し、新たに取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
8	こ やま しん いち 小 山 眞 一 (1947年11月15日生)	1970年4月 富士ゼロックス株式会社入社 1996年1月 同社取締役 1999年3月 同社常務執行役員 2003年7月 同社専務執行役員 2006年7月 同社取締役専務執行役員 2009年6月 同社取締役専務執行役員 退任 2009年6月 富士ゼロックスシステムサービス株式会 社代表取締役会長 2010年6月 同社代表取締役会長兼社長 2014年6月 同社代表取締役会長兼社長 退任 2015年6月 当社社外取締役（現任）	一株
(社外取締役候補者とした理由) 小山眞一氏は、前職の経験から企業経営に関する豊富な経験と見識を有しており、広い識見による助 言や監視を期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小山眞一氏は、社外取締役候補者であります。当社は小山眞一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 小山眞一氏の当社での社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、小山眞一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,000千円または法令が定める額のいずれか高い額としており、本定時株主総会において小山眞一氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 候補者番号の※印は新任の取締役候補者であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成績

当事業年度における我が国経済は、堅調な企業収益状況を背景に緩やかな回復基調が続きましたが、一方で、国際的な通商問題の動向や、中国経済の先行き等が与えるリスクなどにより不透明感があるものとなりました。

当社の属する情報サービス産業においては、企業の堅調な設備投資需要を背景に、「働き方改革」実現に向けたIT活用や、IoT、ビッグデータ、AI（人工知能）等の技術要素の活用などに注目が集まりました。

このような状況の下、当社は主力の金融機関をはじめ製造業や公共向けの各種システム開発等に注力する一方で、AI活用サービス、RPAアプリケーション、クラウド、データ解析等の分野での高付加価値サービスへの取り組みを進めました。

この結果、当事業年度における経営成績は、主にソフトウェア開発事業が順調に推移し、売上高は16,957,020千円（前事業年度比3.2%増）となりました。営業利益は1,711,711千円（同13.0%増）、経常利益は1,728,819千円（同13.2%増）、当期純利益は1,218,497千円（同16.7%増）となりました。

セグメント別（事業内容別）の状況は次のとおりであります。

[ソフトウェア開発]

金融系の開発案件のほか、製造業、公共向け開発案件が堅調に推移し、売上高は12,944,726千円（前事業年度比3.4%増）、セグメント利益は2,042,448千円（同11.1%増）となりました。

[システム運用管理]

通信業・製造業向け案件が拡大し、売上高は3,712,134千円（前事業年度比5.1%増）となり、セグメント利益は412,951千円（同7.0%増）となりました。

[システム機器販売]

前年で計上された金融機関向け大型ハードウェアの売上が影響し、売上高は300,160千円（前事業年度比20.7%減）、セグメント利益は19,739千円（同1.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は71,350千円であり、その主なものは工具、器具及び備品であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度は、特に記載すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 36 期 (2016年 3 月期)	第 37 期 (2017年 3 月期)	第 38 期 (2018年 3 月期)	第 39 期 (当事業年度) (2019年 3 月期)
売 上 高(千円)	14,768,860	15,541,269	16,428,907	16,957,020
当 期 純 利 益(千円)	702,544	963,916	1,044,286	1,218,497
1 株当たり当期純利益 (円)	79.93	109.67	118.81	139.51
総 資 産(千円)	8,375,794	9,318,605	10,944,124	11,615,583
純 資 産(千円)	5,876,397	6,566,399	7,374,616	7,938,654

2015年 8 月 1 日付で株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 情報管理について

当社の属する情報サービス産業では、特に個人情報の保護、機密情報の守秘義務等が厳格に求められております。当社の業務においても、多種多様な職場で数多くの個人情報や機密情報を取扱う機会が多く、顧客からも情報管理についての強化が要請されております。

このような状況を踏まえて、当社では、個人情報に関する第三者認証制度である「プライバシーマーク」や、情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準規格である「ISO/IEC 27001」及び「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得しております。

今後とも、定期的な社内教育、内部監査、規程類の見直し、セキュリティ強化等適切な運用を行い、継続的に管理体制を維持することが重要な課題と認識しております。

② 優秀な人材の確保について

当社が事業を拡大していくためには、一定水準以上のスキルを有する優秀な技術者の確保が不可欠であり、これにかかわる要員の確保とともに、技術及び業務ノウハウの専門性、信頼性の強化・育成が重要な課題と認識しております。今後とも積極的な採用活動、教育の拡充とともに、「働きやすい魅力ある会社」の実現に向け注力して参ります。

③ 収益性の向上について

国内企業の情報化投資が活発化している一方、お客様のニーズが高度化しております。当社では、サービス品質の向上及び高付加価値サービスの提供により価格競争力の向上に努めるとともに、人的資源配分の効率化を一層進め、収益性の向上に努めて参ります。

④ サービス品質の安定化・向上、生産性の向上について

PMO室及び各事業部門におけるプロジェクト管理を一層徹底するとともに、作業の標準化や各フレームワーク、パッケージ等の活用により、品質の安定化を進めております。また、社内・プロジェクト内における技術や業務ノウハウの共有と相互活用、技術者の専門性向上、要員のローテーション及び効率的な人的資源配分等により、全般的な業務の生産性向上に努めております。

(5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

事業内容	主要製品・事業内容
ソフトウェア開発	各種業務や機能など多様なニーズに対するシステムコンサルティング、システム導入技術支援及びソフトウェアの新規開発に至る業務
システム運用管理	大型汎用機から中小型機及びこれらを連携させたシステム等の広い領域にわたるオペレーション・運用監視・ネットワーク管理、アウトソーシング等の業務
システム機器販売	パーソナルコンピュータ及び周辺機器、各種サーバ・ネットワーク機器、汎用パッケージ、セキュリティシステム等ハードウェア及びソフトウェア販売

(6) 主要な拠点等（2019年3月31日現在）

本社	本社	：東京都新宿区
支社・事業所	大阪支社	：大阪府大阪市中央区
	仙台事業所	：宮城県仙台市青葉区
	松本事業所	：長野県松本市
	名古屋事業所	：愛知県名古屋市中区
	福岡事業所	：福岡県福岡市中央区

(7) 使用人の状況（2019年3月31日現在）

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,045名	11名増	38.9歳	12.7年

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	200,000千円
株式会社三井住友銀行	100,000千円
株式会社八十二銀行	100,000千円

2. 株式の状況（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数8,790,000株
- (3) 株主数3,780名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
三菱総研DCS株式会社	1,378,000株	16.0%
長澤信吾	907,600	10.5
SCSK株式会社	900,000	10.5
Minority従業員持株会	811,200	9.4
滝澤正盛	680,300	7.9
有限会社フライト	348,000	4.0
松田守弘	249,600	2.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託)	148,200	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託)	102,200	1.2
Minority取引先持株会	98,800	1.1

（注）持株比率は自己株式（180,840株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役相談役	滝澤正盛	
代表取締役会長執行役員	北村正人	
代表取締役社長執行役員	森下祐治	
取締役フェロー	大吉哲夫	ソリューション第一本部長 ビジネスイノベーション推進室長
取締役副社長執行役員	清水陽子	業務本部長・経理部長
取締役副社長執行役員	和氣茂	ソリューション第二本部長
取締役常務執行役員	新田聡	ソリューション第三本部長
取締役常務執行役員	佐藤育子	監査室長
取締役（社外）	小山眞一	
取締役（常勤監査等委員）	松本亨	
取締役（監査等委員）	酒井宏暢	東陽監査法人代表社員 税理士法人サクセスサポート代表社員
取締役（監査等委員）	菱川浩一郎	菱川総合法律事務所長 エー・シー・エス債権管理回収株式会社取締役

- (注) 1. 小山眞一氏、酒井宏暢氏、菱川浩一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員酒井宏暢氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員菱川浩一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役小山眞一氏、取締役（監査等委員）酒井宏暢氏、菱川浩一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との間で十分に連携するため、松本亨氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,000千円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役の報酬等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9名 (1)	148,200千円 (7,200)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	24,825 (10,575)
合 計	13 (4)	173,025 (17,775)

(注) 2016年6月28日開催の定時株主総会において取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、年額60,000千円以内と決議されております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取締役	小 山 眞 一	当事業年度に開催の取締役会16回の全てに出席し、業界及び企業経営に関する経験と見識を基に、議案審議等に際し適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	酒 井 宏 暢	当事業年度に開催の取締役会16回の全て、監査等委員会15回の全てに出席し、公認会計士及び税理士として専門的見地から、議案審議等に際し適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	菱 川 浩一郎	当事業年度に開催の取締役会16回の全て、監査等委員会15回の全てに出席し、弁護士として専門的見地から、議案審議等に際し適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	25,300千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭額 その他の財産上の利益の合計額	25,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的事項とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、次のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるよう、取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努めます。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報を、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存し、管理します。
 - ・ 各取締役の要求があるときは、それらを閲覧できるものとします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程類その他の体制
 - ・ リスクの防止及び会社損失の最小化を図るため、リスク管理委員会を設置し、委員長を代表取締役社長とします。
 - ・ リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づき、リスク管理のためのマニュアル等の整備、運用状況の確認を行い、取締役会に報告します。
 - ・ 監査室は、各部門のリスク管理体制の有効性についての監査を実施します。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会規則、執行役員会規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとります。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 使用人が、法令・定款、その他の社内規程類及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や倫理規程・倫理指針を定め、執行役員会にて周知徹底と遵守の推進を図ります。また、会社内にリスク管理委員会を設置します。
 - ・ 使用人が、法令・定款違反、社内規程類違反あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを知ったときは、企業倫理ホットラインに通報・相談できる仕組みを用意し、案件は、遅滞なく監査等委員会に報告されます。また、必要に応じてコンプライアンス調査委員会を開催し調査を実施します。
 - ・ 内部通報制度に関しては、通報者の保護を図るとともに、透明性を維持し的確に対処するものとします。

- (6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は現在、親会社及び子会社等を有していないものの、将来において企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程に則り、当社を中核とした企業グループ全体の健全な発展を図り、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努めます。また、下記事項を踏まえた体制整備に努めます。
- イ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に関わる事項の当社への報告に関する体制
- ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ハ 当社の子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- ニ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会が職務遂行につき補助すべき使用人の配置を求めた場合には、監査等委員会と協議の上、使用人を置くものとします。
 - ・監査等委員会を補助すべき使用人は、監査等委員会から指示された職務に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上長等の指揮、命令を受けないものとします。
 - ・当該使用人の人事評価、処遇、人事異動、懲戒処分等については事前に監査等委員会の同意を得て、それらの事項を決定することとします。
- (8) 監査等委員会への報告に関する体制
- イ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定・内部監査の実施結果を遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。
- ロ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

- ・当社は現在、子会社を有していないものの、将来において子会社を有した場合には、下記事項を踏まえた体制整備に努めます。
 - ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社の監査等委員会に報告するものとします。
 - ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定・内部監査の実施結果を遅滞なく当社の監査等委員会に報告するものとします。
 - ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行うものとします。
- (9) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、当社の監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁じ、その旨を企業倫理ホットライン運営規程に明記すると共に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底します。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項
- ・当社は、監査等委員もしくは監査等委員会が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査等委員又は監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役は、監査等委員会と可能なかぎり会合をもち、業務報告とは別に会社経営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとします。
 - ・取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な会議体である執行役員会及びリスク管理委員会への監査等委員の出席を確保するものとします。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・財務報告の信頼性を確保するため、使用人に対し教育、研修等を通じて内部統制について周知徹底し、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて財務報告の信頼性の確保を目的とした統制を図るものとします。
 - ・取締役会は、財務報告とその内部統制を監視するとともに、法令に基づき財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を評価し改善するものとします。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

- ・当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては取引関係も含めて一切の関係をもたないこととし、また反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で組織的に対応するものとします。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

(1) 取締役の職務執行

- ・当事業年度において、取締役会は16回開催しており、経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規則をはじめとする社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

(2) 監査等委員の職務執行

- ・当社は監査等委員会設置会社として、当事業年度において監査等委員会を15回開催しており、監査等委員相互による意見交換が行われております。また、監査等委員は取締役会はもちろん、他の重要な会議への出席のほか、会計監査人並びに監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、業務執行取締役の職務について監査をしております。

(3) リスク管理及びコンプライアンス

- ・当社はリスクの低減、予防の推進及び迅速な対応のため、リスク管理規程を制定し、リスクマネジメント体制の強化に努めております。また、コンプライアンスの重要性の理解と意識付けを浸透させるため、「コンプライアンスハンドブック」を取締役等及び使用人に配布し、定期的に教育を行うことで周知徹底を図っております。2018年4月より従来の監査室とリスク管理室を統合し、拡大した監査室として社内のコンプライアンス、危機管理等を幅広く対応できる体制を整えております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を明確にするため、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実施することを基本方針としております。剰余金の配当につきましては、中間配当と期末配当の年2回を継続する方針です。

当事業年度の配当金につきましては、株主の皆様への利益還元を重視し、中間配当については1株につき18円、期末配当は2019年5月27日開催の取締役会決議により、1株につき24円とさせていただきます。これにより1株当たり年間配当額は42円、配当総額は364,825千円となります。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,259,437	流 動 負 債	2,977,298
現金及び預金	7,330,822	買掛金	1,258,045
受取手形	49,020	短期借入金	400,000
売掛金	2,697,546	未払金	334,959
仕掛品	89,274	未払費用	57,738
前渡金	18,302	未払法人税等	335,182
前払費用	73,229	未払消費税等	133,177
その他	2,341	前受金	40,545
貸倒引当金	△1,099	預り金	99,846
固 定 資 産	1,356,146	賞与引当金	299,999
有形固定資産	143,852	受注損失引当金	17,805
建物	49,952	固 定 負 債	699,630
構築物	189	退職給付引当金	683,780
工具、器具及び備品	59,510	その他の	15,850
土地	34,200	負 債 合 計	3,676,928
無形固定資産	33,124	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	29,064	株 主 資 本	7,815,848
その他	4,059	資 本 金	750,000
投資その他の資産	1,179,169	資 本 剰 余 金	1,196,550
投資有価証券	649,570	資 本 準 備 金	1,196,550
繰延税金資産	334,175	利 益 剰 余 金	6,157,895
敷金及び保証金	155,511	利 益 準 備 金	26,347
保険積立金	36,768	その他利益剰余金	6,131,547
その他	3,142	別 途 積 立 金	10,000
資 産 合 計	11,615,583	繰越利益剰余金	6,121,547
		自 己 株 式	△288,596
		評価・換算差額等	122,806
		その他有価証券評価差額金	122,806
		純 資 産 合 計	7,938,654
		負 債 純 資 産 合 計	11,615,583

損 益 計 算 書

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		16,957,020
売 上 原 価		14,062,587
売 上 総 利 益		2,894,433
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,182,721
営 業 利 益		1,711,711
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	71	
有 価 証 券 利 息	1,127	
受 取 配 当 金	4,790	
保 険 配 当 金	9,721	
そ の 他	7,954	23,665
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,920	
自 己 株 式 取 得 費 用	2,358	
そ の 他	279	6,558
経 常 利 益		1,728,819
特 別 利 益		
受 取 補 償 金	18,290	18,290
税 引 前 当 期 純 利 益		1,747,109
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	532,579	
法 人 税 等 調 整 額	△3,968	528,611
当 期 純 利 益		1,218,497

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
2018年4月1日 残高	750,000	1,196,550	1,196,550	26,347	10,000	5,237,039	5,273,387	△315	7,219,622
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△333,989	△333,989		△333,989
当 期 純 利 益						1,218,497	1,218,497		1,218,497
自己株式の取得								△288,281	△288,281
株主資本以外の 項目の事業年度中 の 変 動 額 (純 額)									
事業年度中の変動額合計						884,508	884,508	△288,281	596,226
2019年3月31日 残高	750,000	1,196,550	1,196,550	26,347	10,000	6,121,547	6,157,895	△288,596	7,815,848

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2018年4月1日 残高	154,994	154,994	7,374,616
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△333,989
当 期 純 利 益			1,218,497
自己株式の取得			△288,281
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△32,188	△32,188	△32,188
事業年度中の変動額合計	△32,188	△32,188	564,038
2019年3月31日 残高	122,806	122,806	7,938,654

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
- ② その他有価証券
 - ・ 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産
 - ・ 商品・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に新規に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～34年
工具、器具及び備品	4年～20年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

- ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 受注損失引当金

請負契約プロジェクトに係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、その損失額を合理的に見積ることができる請負契約プロジェクトについて、当該将来損失見込額を引当計上しております。受注損失の発生が見込まれる請負契約プロジェクトについて仕掛品が計上されている場合には、当該将来損失見込額のうち、当該仕掛品残高を限度として仕掛品残高から直接控除し、控除後残額を受注損失引当金に計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作ソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては、工事進行基準（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）を、それ以外のプロジェクトについては検収基準を適用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前事業年度177,842千円）は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	178,172千円
(2) 取締役に対する金銭債務	
長期金銭債務（役員退職慰労未払金）	15,850千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	8,790,000株	一株	一株	8,790,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	792株	180,048株	一株	180,840株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加180,048株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加180,000株、単元未満株式の買取りによる増加48株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2018年5月24日 取 締 役 会	普通株式	175,784	20	2018年3月31日	2018年6月5日
2018年10月30日 取 締 役 会	普通株式	158,205	18	2018年9月30日	2018年11月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年5月27日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	206,619	24	2019年3月31日	2019年6月6日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	209,373千円
賞与引当金	91,859千円
未払事業税	28,099千円
未払賞与	19,841千円
未払社会保険料	17,651千円
資産除去債務	15,923千円
受注損失引当金	5,452千円
仕掛品評価損	4,885千円
長期未払金	4,853千円
その他	10,875千円
小計	408,814千円
評価性引当額	△24,379千円
合計	384,435千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△50,259千円
合計	△50,259千円
繰延税金資産（固定）の純額	334,175千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期資金及び長期資金は銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理基準に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は満期保有目的の債券及び株式であり、時価のあるものについては四半期ごとに時価を見直しております。

借入金の使途は主に短期の運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	7,330,822	7,330,822	—
(2) 受取手形	49,020	49,020	—
(3) 売掛金	2,697,546	2,697,546	—
(4) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	308,558	303,930	△4,628
② その他有価証券	319,167	319,167	—
(5) 敷金及び保証金	155,511	155,511	—
資産計	10,860,626	10,855,997	△4,628
(1) 買掛金	1,258,045	1,258,045	—
(2) 短期借入金	400,000	400,000	—
(3) 未払金	334,959	334,959	—
(4) 未払法人税等	335,182	335,182	—
(5) 未払消費税等	133,177	133,177	—
負債計	2,461,363	2,461,363	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

時価については、将来の回収予定額をリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額21,844千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	三菱総研DCS 株式会社	被所有 直接 16.0%	営業上の取引先	売上高	1,072,434	売掛金	116,840
主要株主	SCSK株式会社	被所有 直接 10.5%	営業上の取引先	売上高	1,590,339	売掛金	156,838

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれます。

2. 取引条件及び取引条件等の決定方針等

市場価格を参考に相互協議のうえ決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

922円12銭

(2) 1株当たり当期純利益

139円51銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

株式会社Minoriソリューションズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 平 野 満 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石 井 宏 明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Minoriソリューションズの2018年4月1日から2019年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる事を確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

株式会社Minoriソリューションズ監査等委員会

常勤監査等委員 松 本 亨 ㊟

社外監査等委員 酒 井 宏 暢 ㊟

社外監査等委員 菱 川 浩一郎 ㊟

以 上

<インターネットによる議決権行使のご案内>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1)インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2)パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3)携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4)インターネットによる議決権行使は、2019年6月24日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスク（次頁末尾記載）へお問い合わせ下さい。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1)スマートフォンの場合は、議決権行使使用紙に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただき画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。
なお、この方法での議決権行使は1回に限ります。二回目以降のログインの際は、「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

また、スマートフォンは機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、下記(2)パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行って下さい。

- (2)パソコン、携帯電話の場合は、議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (3)株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。
- (4)株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1)郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。
- (2)インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・ 電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

メ ト

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper has a slight shadow on the right side, suggesting it's resting on a surface. There is no handwriting or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 43階 スターライトの間
電話 (03) 3344-0111



交通のご案内

J R 新宿駅西口下車 徒歩5分

京王線・小田急線・地下鉄（丸ノ内線・都営新宿線）新宿駅下車 徒歩5分

都営大江戸線 都庁前駅B1出口すぐ

お車なら「新宿ランプ」を降りて、3つ目の信号を右折、2つ目の信号を右折、200m位左側